

審査の期間の目標の達成状況（平成21年末）

平成17年1月の改正労働組合法の施行に伴い、同年3月に「審査の期間の目標」を決定（平成19年11月に改定）し、不当労働行為事件の審査の迅速化等を推進しているところであるが、平成21年末における同目標の達成状況は次のとおりである。

目標1 新規申立事件については、1年6箇月以内のできるだけ短い期間内に終結させること

平成17年1月以降の新規申立事件 366件のうち、平成21年末までに終結した事件は 290件であり、このうち1年6箇月以内で終結したものは 226件であった。

この結果、1年6箇月以内処理に係る目標の達成率は 77.9% であり、終結事件 290件に係る平均処理日数は 401日 であった。

イ 新規申立・終結状況（17年1月以降の累計）（件、日）

	新規申立	終結状況		終結計	未終結	
		取下・和解	命令・決定			うち 1年6箇月経過
件数	366	133	157	290(①)	76	15
平均処理日数		235	540	401		

ロ 終結事件の処理日数別内訳（件）

	取下・和解	命令・決定	終結計
～6箇月以内	56	3	59
6箇月超～1年以内	52	36	88
1年超～1年6箇月以内	15	64	79
1年6箇月以内	123	103	226(②)
1年6箇月超	10	54	64

$$\left(\frac{②}{①} \right) = \text{達成率} = 77.9\%$$

目標2 平成19年末時点において1年6箇月以上係属している事件（長期滞留事件）については今後3年間に於いて、当事者の理解と協力の下に、できる限りその解消を図ること

平成19年末時点における長期滞留事件93件のうち、平成21年末までに46件（全体の 49.5%）が終結し、この結果、47件が次年に繰り越された。

イ 平成21年末現在の処理状況（20年1月以降の累計）（件）

19年末 長期滞留 事件	終結状況			次年繰越
	取下・和解	命令・決定	終結計	
93	14	32	46	47

（参考）不当労働行為事件（全事件）の処理状況

年	係属件数		終結件数			期末 係属件数
	前年 繰越	新規 申立	取下 和解	命令 決定	終結計	
17	302	92	66	68	134	260
18	260	82	81	72	153	189
19	189	85	49	63	112	162
20	162	53	40	60	100	115
21	115	54	19	34	53	116